

人権デュー・ディリジェンス (HRDD) の義務付けを行う法律等 HRDDの実践を前進させる法律の制定に関するアンケート

企業名：中小企業家同友会全国協議会

回答日：2023年11月10日

以下の質問へのご回答をお願いいたします。なお、回答にあたっては、貴社日本法人としての取り組みやご見解についてお答えください。海外法人について記載される場合には、該当箇所にてその旨明記をお願いいたします。

質問1 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律を日本政府が制定することが望ましいと考えますか。望ましいと考える場合、その理由もお聞かせ下さい。

HRDDの実践を前進させる法律を日本政府が制定することは望ましいことと考えます。理由は、人権尊重の社会をつくっていく上で企業の果たす役割は大きく、法制化は企業の取り組みを促進することになると思われるからです。

質問2 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業間に「公正な競争条件」が生まれると考えますか。

法律制定により、企業の人権尊重の取り組みが広がることで、企業間に「公正な競争条件」が生まれる可能性は高まるものと考えます。

質問3 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業の人権に対する取り組みにおける「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の政府のガイドラインや、そのほかの政府の政策や基準との整合性が高まるようになると考えますか。

法律の制定により政府の姿勢がより明確になり、そのほかの政策との整合性も高まるものと考えます。

質問4 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律が等HRDDの実践を前進させる法律制定された場合、中小企業もその対象とすることで、中小企業に UNDPs を採用する動機を生むことにつながると考えますか。その場合、中小企業にも大企業と同様の義務を課すべきと思いますか。又は中小企業には努力義務とする等の義務の相違を設けるべきと思いますか。

法律の制定は中小企業のUNGPsに対する関心を高め、HRDDなどに取り組む動機を生むひとつの要因になると考えます。一方、多くの中小企業は経営資源に限りがあり、HRDDの実践が困難な企業も少なくないと思われれます。法制化する場合、中小企業は努力義務とするなどの配慮が必要と考えます。

質問5 貴社は、金融部門についても、HRDDの実践を前進させる法的基礎が必要であり、政府はその方向でも対策を取るべきと考えますか。例えば、法制化の際にはHRDDを行う対象として、投融資先を含めるべきと思いますか。

金融部門も企業のHRDD実践に大きな役割を担っており、法的基礎は必要と考えます。HRDDを行う対象として、投融資先を含めるべきかどうかについては、関係者も含めた検討が必要と考えます。

質問6 貴社において、HRDDの実践を前進させる法律を制定するにあたって、政府が留意すべきと考える点（義務付けの内容・範囲、実効性確保の方法等）がありましたらご回答下さい。

中小企業において人権尊重の取り組みを進める上で大切なのは、中小企業、特にその経営者の主体性を引き出すことであると考えます。法律や制度を制定することと併せて、中小企業経営者が自らの経営の課題として、主体的に取り組むことができるような環境を整備していくことが重要であると考えます。例えば、①中小企業向けHRDDガイドブック（手引き）の作成・普及、②人権尊重に積極的に取り組んでいる事例の収集・普及、③中小企業団体などによるHRDD促進組織の設置と中小企業の現状を踏まえた取り組みの促進、④専門家の派遣制度の実施、などが考えられます。

（以上です。ご協力ありがとうございました。）